

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十九号

奈良県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一を次のように改める。

- 奈良県行政財産使用料条例（昭和三十九年三月奈良県条例第四十二号）に基づく工業用機械器具使用料

第六号様式中

| | |
|------------|--|
| 現証紙売りさばき場所 | |
|------------|--|

| | | | | |
|---|------------|----|---|----|
| を | 変更の種類 | 移設 | ・ | 増設 |
| | 現証紙売りさばき場所 | | | |

| | |
|---|------|
| ・ | 一部廃止 |
|---|------|

に改め、同様式の注を次のように改める。

注 1 「変更の種類」の欄は、該当する項目を○で囲んでください。

2 住所及び氏名については、法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和四年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の奈良県収入証紙条例施行規則の規定により提出されている書類は、この規則による改正後の奈良県収入証紙条例施行規則の相当規定により提出されたものとみなす。